

総務教育常任委員会概要記録

記録者 主査 佐藤 将

1. 会議の日時

令和4年9月9日（金） 開会 午前 9時57分
閉会 午前11時51分

2. 会議の場所

市役所3階 第1会議室

3. 審査事項

- (1) 議案第3号 気仙沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (2) 議案第4号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- (3) 議案第5号 気仙沼市市税条例の一部を改正する条例制定について
- (4) 議案第6号 気仙沼市防災会議条例の一部を改正する条例制定について
- (5) 議案第7号 気仙沼市復興記念事業基金条例を廃止する条例制定について

4. 協議事項

- (1) 閉会中の所管事務調査について
 - ①所管事務調査報告書について
 - ②所管事務・所管施設調査について

5. その他

6. 出席者

総務教育常任委員会

委員長

菅 原 雄 治

副委員長

及 川 善 賢

委員	今川 悟
委員	白川 雄二
委員	村上 佳市
委員	熊谷 雅裕
委員	佐藤 健治
委員	千葉 慶人

欠席委員 なし

当 局

総務部長	池田 修	
同 人事課長	藤村 克郎	
同 課長補佐兼給与厚生係長	村上 学	
同 主幹兼人事研修係長	西城 寿光	
同 危機管理監兼危機管理課長	高橋 義宏	
同 課長補佐	鈴木 秀光	
同 主幹兼防災安全係長	三浦 孝広	
同 税務課長	佐藤 祐司	
同 課長補佐兼固定資産税係長	金野 和成	
同 主幹兼市民税係長	大内 淳	
震災復興・企画部長	鈴木 哲則	
同 震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長		後藤 英之
同 主幹兼震災復興・総合企画係長兼 I L C 推進係長		神谷 淳

議会事務局

主 査	佐藤 将
-----	------

7. 会議の経過

午前 9時57分 開会

◎委員長（菅原雄治君） ただいまの出席委員数は8名であります。

定足数に達しておりますので、これより総務教育常任委員会を開会いたします。本日の欠席届出委員及び遅参届出委員はございません。以上のとおりでありますので御報告いたします。

次に、報道機関から写真撮影等の申出があった場合は、委員長はこれを許可しますので御報告いたします。

今議会において当委員会に付託された議案は、議案第3号 気仙沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第4号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第5号 気仙沼市市税条例の一部を改正する条例制定について、議案第6号 気仙沼市防災会議条例の一部を改正する条例制定について、議案第7号 気仙沼市復興記念事業基金条例を廃止する条例制定についての5か件であります。

お諮りいたします。審査は配付の次第の順で行ってまいりたいと思っておりますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認め、審査の順番はそのようにいたします。

[審査事項]

(1) 議案第3号 気仙沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 議案第3号 気仙沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

なお、本日の委員会にあたり、説明のため、関係職員が出席しておりますので、御報告いたします。

当局の補足説明を求めます。本会議において説明をいただいておりますので、簡潔な説明をお願いいたします。総務部長、池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） おはようございます。

それでは、議案書の19ページをお開き願います。議案第3号 気仙沼市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例制定についての補足説明でございますが、本会議で説明したとおりでござ

いますので、御審議の方、よろしくお願ひいたします。

◎委員長（菅原雄治君） ありがとうございます。

なお、議案第3号の説明資料を参考にしながら質問等をお願いしたいと思います。それでは、質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 結構質問が多岐にわたりますので、よろしくお願ひいたします。先に言っておきますが、こういう制度改革があるときは協議会とか事前に制度の説明をしていただけると、質疑自体は大分コンパクトになりますので、今日は制度の在り方から確認していかなくてはいけないので、すみませんが時間をかけます。

最初に、説明資料の9ページにある定年引上げに係るスケジュールなんですけれども、定年年齢に何人くらいずつ対象者がいるのかというのを最初に確認したいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 総務部人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） お答えいたします。

今年度定年を迎えます昭和37年度生まれからこの部分でお答えいたしますと、病院職員を含めてですけれども、昭和37年度生まれが27人、昭和38年度生まれが23人、昭和39年度生まれが20人という形で、20人台ぐらいで推移していくということになります。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 昭和42年度生まれまで今の数字がもしあれば。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 昭和39年度生まれが20人、昭和40年度生まれが28人、昭和41年度生まれが25人、昭和42年度生まれが33人ということですが、これはあくまで今年度、今現在の数字です。途中で退職があれば当然ずれていくということになりますので、御承知願ひします。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 これから制度まで決まってから意向調査ということになっていくと思うんですが、何か事前調査でどのくらいのくらいこの制度を利用したいとか、退勤時間を選ぶとか、ある程度数字は押さえてあるんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 庁議の中では御説明したりはしているんですけれども、広く一般の職員に制度説明というのはまだ行っておりませんし、意向調査はこれからということになります。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 全日本自治団体労働組合というのがまとめている資料があるんですけども、それによると再任用職員の半分くらいが短時間労働を選ぶ傾向があるということで、今回も恐らくそのようになるのではないかと。フルタイムというのはなかなか60歳過ぎると希望が減るので、大体半分くらいが短時間労働を選ぶのではないかというような予測があったんですけども、その辺市のほうはどのように考えているんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 再任用に当たりましては、昨年度定年退職した、この表で言いますと昭和36年度生まれからが希望で5年間、年金制度の関係で年金受給が65歳になったことによって、再任用が65歳からになった年度生まれの職員になります。その前の34年度、35年度は4年間、33年度、32年度は3年間ということになっていました。再任用する・しないというのは60歳のときにこちらで確認して話を進めてきているわけなんですけど、この2、3年になってパート、短時間の割合が増えてきたということになります。例えばですと、昭和31年度、4月1日ではフルが31人、パートが4人という形でフルのほうは圧倒的に多かったということになりますが、ここ数年ではパートも増えてきて、今年度ですと53人のうち、フルが40人、パートが13人ということで、数は少ないですけども、最初はフルを選んでいて途中からパートに切り替えるという方も中には、数は少ないんですけどもおります。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうすると、再任用の傾向はそのままこの制度を導入しても恐らく可能性が高いということですね。なぜそんなことを聞いたかということ、短時間、パートで選ぶ方は職員定数管理計画の中で定数外になるんですね。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 定数条例上は含まないということになりますが、定員管理計画は今のところ1人は1人として人数は変わらないとしている。ただ、定員管理計画は始まったばかりですけども、そのように短時間の職員が増えてくると、それはまた別な管理の方法というのはあるのではないかと考えていますし、国のほうは定数条例との関係で別な管理も必要ではないかということも通知の中には書かれている部分もございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。

この定員管理計画のほうなんですけれども、令和3年5月の計画では予定退職者については全員再任用するという仮定をしていて、そういうもので余り影響はないのかとは思っていたんですけども、ただ財政面において、今回の制度改革によって市の持ち出しが増えるとかというのは、何かシミュレーションとかしているんでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 定員管理計画はそのように定年退職を迎えても全員再任用して、これからの職員は先ほど申したように65歳までになるので、65歳までやるという仮定で作ったものなんですけど、やはり仮定でありまして、60歳で退職する職員も実際おりますし、定年引上げですとか再任用になっても65歳まで勤めないという職員も当然おりますので、定員管理計画は最終的には退職者総体でどのぐらいなのかというのを見ながらになってくるかと思っております。あとは財政シミュレーションですけれども、まだそこまでは行っていないということでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 シミュレーションを行っていないということですが、制度上一般的な負担が増えるだろう、例えば退職金の負担金とか、福利厚生に係る部分とかで、一般的に今の再任用に比べると増えるだろうと見込まれているものというのは何かあるんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 退職手当負担金の再任用職員は入りませんが、定年引上げ後の職員は入るとのことなので、そういった部分はおっしゃるように負担はあると思います。

あとは、給料の月額自体の設定をどのようにするかというのはこれからなんですけど、再任用職員よりかは役職定年後もできるだけ上位のことになりますので、今の再任用職員よりかは高めの設定になってくると考えられます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 その再任用と今回の7割になった場合の部分を計算してみたんですけども、今の再任用の18万7,000円が1級で、7級が35万6,800円ということで、これを見ていくと75%くらいですか。一般職員が同じ級だったらということで、こっちが75%だと今度70だから減るのかと思ったんですけど、再任用の場合、級が下がっていくんですか。だから今の再任用の人よりは級が上がっていくために70%になっても若干高めになるだろうというのが今の説明と捉えてよろしいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 現行の取扱いについては、再任用職員については退職時の級、全員4つ

下げるんですけれども、例えば、部長級7級であれば3級の再任用のときの確か25万ぐらいだったか、そのぐらいになります。例えば、40数万の部長が7掛けすれば28、9万とか、30万ぐらいとなりますので、数万の差というのは出てくるとは見込んでおりましたが、それがそのままいいのかどうかということを含めて検討していかないといけないと、課題とっておりました。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうすると再任用の場合4級下がるけれども、今みたいに延長の場合は級がそのままだということで、その職責というのは、今の再任用に比べるとちょっと上の仕事をしてもらうことになるんですか。（「再任用のほうですか」の声あり）定年延長のほうです。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 今想定していますのは6級課長、7級部長は役職は降りますので、できるだけ上位となると5級、主幹ですとか課長補佐が5級ですので、そのところになりますので、その理想とする業務を想定しておりますが、先ほどお話ししたように再任用の場合ですと3級、主査プラスとなりますので、それが妥当なのかどうかということも含めて考えないといけないかと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。

それは職員の説明もこれからということなので、これからの御検討になると思うんですが、労使交渉というものが今までどのように進められてきたかを確認したいんですけれども、自治労側との話し合いというのは既にもう始まっているんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 労働組合等の説明ですけれども、条例を御提案するというところで事前に説明はしております。ただ、今回はそういった給与条例の部分が間に合いませんでしたので、任用とかそういった制度の面が中心になっています。組合からの意見とすれば、役職定年制の特例の部分については安易にやるものではないですねといったことを言われていますので、それはそのとおりですと。あくまで特例なので、毎年毎年使われるようなものでもないですと。

加えて申し上げていたのが、今までですと技術的な面の今の勤務延長しているような、ガスの小山参事兼ガス課長ですけれども、あと前ですと村上 博建設部長ということで、技術の面の部分ですね。ですので、事務職の場合というのはあまり想定されていないかとは思っているということも併せて、何かその職員でないとなかなか難しいようなプロジェクトを抱えていたり、この職員が途中で抜けるとひどいんだとかという特別なものがあれば別ですけれども、事務職の場合

はあまり考えられないのではないかとということも説明しております。また、昨日御説明したようにまだ残っている条例改正がありますので、引き続きまたある程度検討を進めたら組合にも説明と考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。

自治労から安易に役職の特例をやらないでというのは、要は新規の採用も含めて全体のバランスを見てということですね。上のほうが残ると次の人がそこの役職に就きにくくなって、人事が動きにくくなるというところの心配と考えてよろしいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） おっしゃるとおりで、そういう新陳対処の関係も滞ってしまうのでといったところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 あと、この国の説明資料で職域グループというんですか、役職特例でやる場合に職域グループがある場合は、少しそこは直しなさいみたいな部分があったんですけども、そこは気仙沼市の場合、余り考えられないというのが今の説明ですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 私は資料を見て最初はこれどういう意味のことなんだろうと悩みまして、いろいろ調べたりしたんですけども、やはり職務の内容が相互に類似するという部分なので、昨日お話ししたような保育所長とか幼稚園長、もう一つのグループとしてというのが分かりやすい例なのかと思ってお話ししたところでした。ただ、これも特例の1つでありますし、同じグループというだけでなく、欠員を容易に補充することができない特別な事情があるという場合にこれを使うものですので、来年度からすぐ使うものでないと思っておりますので、グループ自体は規則で制定するようですので、来年度からすぐというものは想定しておりませんので、規則でもすぐは制定しないという想定でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 あと、給与と退職金のピーク特例なんですけれども、いずれも当面の間ということで説明しているのは分かるんですが、その当面の間というのはどういう考えなんですか。条例上は特にそういうのは書いていなかったように思うんですけども。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 当面の間ということでございますが、国の資料によりますと、段階的な

定年引上げが完成する令和13年3月31日、この時点までが64歳の定年、次の年度からは65歳になりますので、その間までに人事院の検討を踏まえて国のほうでそういう措置を講ずるといったようなことがきておりますので、今の時点ではそのほかにいろいろ国のほうでも検討されて、あと市町村ではそれに合わせていくという流れかと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 国家公務員のほうの附則のほうに給与制度の見直しに関しては2030年度までというのが、多分今の説明のことだと思うんですけども、国側が暫定的な措置が終わったときに、抜本的な制度といいますか給与そのものの見直しを再度検討するというので、いろいろ調べてみると60歳前からもうちょっと緩やかなカーブを、60歳過ぎてから3割起こすというのではなくて、60歳前からもう少し下げて、緩やかなカーブに下げるみたいな解説がついていたんですけども、市のほうもそういう認識でよろしいですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） すみません、そこは勉強不足でそこまでは承知しておりませんが、今年度は人勤が出ておりますけれども、そちらのほうは委員会の皆様にお示してということになります。そちらはやはり若手のほうが中心に上げられているということですので、30半ばくらいまでだったと思いますけれども、それ以上の職員というのは上げ幅で上げるということになるので、今おっしゃったような部分も含めてそういったことかと今感じたところです。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。

あと、今回は制度的な部分ということで、これから人件費の部分も含めて労使交渉に入ってくるんだと思うんですが、地方自治体にある裁量というのは今回のこの国の改定に伴って市町村によって差が出るものといいますか、裁量があるものというのはどの程度あるんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 自治体の裁量という部分ですが、法律の中で条例で定めるところによりという部分がそうなのかということなんですけれども、定年の年齢をどうするかとかというのも条例で定める年齢化したときという法律に変えたので、今回それは65歳ですと御提案した部分ですし、あとは昨日お話した管理監督職の上限年齢をどうするかとか。そういった部分が条例で定める部分、裁量等と言っていいのか、どうなるかどうかです。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 裁量と言いながらも国の各マニュアル見ると、適切ではないみたいなことが書いて

あって実際は裁量も認められているけれども、やるのは余り適切ではないと思うのでやれないんだろうと思って。実は余り裁量権は今回の部分ではないのかと思ったんですが、この制度の部分は国に準ずるということで仕方がないのですけれども、今回も急に提案があったので、議会側と情報共有の仕方というのを考えてほしいと思うんですけれども、それと労使交渉の結果とか、あとは意向調査の結果とか、最終的には当初予算とかにも反映されていくかと思うんですけれども、随時委員長を通して情報共有しながら、必要に応じては協議会なり委員会調査なりである程度随時共有するようにお願いしたいんですけれども、ぜひその辺何か動きがあるごとに情報を投げかけていただきたいと思うんですが、その辺は対応していただけますでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 池田総務部長。

◎総務部長（池田 修君） 御指摘のとおりだと思います。今回も中身の濃い条例改正でありますので、この辺は事前に協議会なりで説明するべきだったということで反省しております。以後気をつけて行いたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 確認ですけれども、できる可能性はあったということですか。協議会ができなかった理由はなくて、できる可能性はあったけれども今回はしなかった。（「そうです」の声あり）（「了解です」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 今回の理由は2月議会なり6月議会で定年の条例を9月でということでお話していましたので、何とか間に合わせたいという思いでやってきましたが、ほかでは間に合わなかったので、まずメインの部分だけと思ってやっています。それでも何とかぎりぎりというところでしたが、ただ、制度の部分という、国から示されている制度はこうですという条例がすっかり固まるまでは、制度の内容というのは御説明できる余地は十分あったんだろうと思います。その点は反省でございますので、以後気をつけたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉委員。

◎千葉慶人委員 初歩的なこととお伺いしたいんですけれども、退職手当というのは退職金なんですか。退職金だとすると、私の理解だと、要は労使共々積み立てておいて、それが退職金だと思うんですけれども、これが60歳に達した日以後に、退職したときに不利にならないように何割減額措置前の給料月額に算定する。システムでどうやっているかなんですけれども、最終月額掛ける云々という計算、今言ったように積み立ててきたものであれば、最終月額が下がったところで別に関係ないのではないかと単純に思うわけです。算定基準が最終月額で決まってくるというのであれば分かりますけれども、そのところの説明をいただければと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） お答えいたします。

退職手当につきましては、労使で負担金するのではなくて、事業者側だけで負担して本人は給料から負担、保険ではそういう形なんですけれども、退職手当の部分は事業所というか市役所が負担して退職手当組合のほうで県内市町村全部まとめてやっているといったことが1点になります。

あと、退職手当組合のほうでは退職手当の算定方式が一律に決まっています。その計算方法というのは退職時の給料月額掛ける退職事由、例えば定年だとか自己都合退職だとか。あとは勤続何年勤めたのかといったようなことに応じた支給率を掛けることになります。今回60歳で今まで定年であれば一番高いところの金額に定年という率を掛けるわけなんですけれども、7割措置になってしまいますと、下がった金額に、例えば62歳定年の人が61歳でやめましたとなると、下がった支給率になるのかと。下がった額に下がった率を掛けるようなことということで大幅に下がってしまいますので、そうではなくてピーク時特例といったことで、今お話した62歳が61歳で退職しても一番高いところの金額に定年を理由とした高い率を掛けて算定しましたといった内容でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉委員。

◎千葉慶人委員 最終月額で事業者負担で利率は決まっているというのは理解しました。そうしますと、当分の間というのは先ほど前者の質問で出ましたけれども、やはりこのところをきちんと期限を、国のほうでは2030年と言いましたけれども、であればそれをやるべきだと思いますし、さらに言えば、原資が役所の積み立て、事業者の積み立てであれば、要は税金ですので、極端な話、最終日の65歳という方が、例えば64歳まで働きました、辞めました、でも60歳のときの給料で退職金もらいますと。要はその原資が税金であるということで、言っていることは分かりますけれども、市民からすると非常に不公平感が、不公平感というかそういうのが出てくるのではないかと思うわけです。ですから、決まっていることであれば致し方ないと思いますし、仕事した上でのそれは権利ですので致し方ないと思いますけれども、そこをもう少し理解得られるというか、納得しやすいような形がとれないのか、検討できないのかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 市が決めているわけではないというところは御理解いただきたいと思いますが、退職手当組合のほうでも国の動向を見ながら対応していく。今回の改正もそうですけれども、そうならざるを得ないといえますか、そうなるということになりますので御理解をお願いします。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉委員。

◎**千葉慶人委員** 素人考えで言えば、暫定期間内の60歳定年の、定年で辞めるわけではないんですけれども、60歳定年時の退職をそこから次の正式な定年まで2本立ての考えとか、そういうのがあればいいのかと思ったんですけれども、それは国ということでしたから。先ほど話にありました当分の間というのが結構くせ者でして、これこのまあいってしまうとそのまま、いつまでもということは思うんですけれども、国の方針なりに従うのであれば、かえってはっきりと期限を定めてしまったほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 人事課長、藤村克郎君。

◎**人事課長（藤村克郎君）** その辺はやはり国の動向を見ながらということに今はなりますので、今示されているのは65歳定年になるまでの間に検討ということですので、その状況を見ていくということになります。なお、退職手当の部分なんですけれども、定年引上げ後になって60歳過ぎて定年引上げ後働いても、実際退職金は実はプラスにならないという。先ほど勤務年数に応じた支給率ということはお話しましたが、勤続年数ではないので勤続年数に応じた支給率ということですので、35年超えるとそこで止まってしまいます。これが40年なろうか45年になろうか、ここで35年という率で止まりますので、実は退職手当というのは増えないといったことをございますので、補足で説明させていただきます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 千葉委員。

◎**千葉慶人委員** 了解しました。

国に倣うということであれば、そこら辺の表現もして欲しかった思った次第です。年数が確定しなくてそういう条件で。要は60歳に達した日を云々かんぬんというように、これは地方が自分の判断で退職すると思うんですけれども、例えば、今の段階で60定年前に病気とか自己都合とかで、定年に達しないで辞める方もいらっしゃるんですね。そういう方も含めてどういう事由であろうと、定年を迎える前に辞められた方は60歳時の給料を基準にしてという考え方でよろしいでしょうか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 人事課長、藤村克郎君。

◎**人事課長（藤村克郎君）** この話は60歳過ぎての話ということですね。そうであれば、ピーク時の金額を基にして自己都合で退職してもピークのときの金額掛け、定年を事由とした高い率を掛けるということになります。（「分かりました、了解です」の声あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** 熊谷雅裕委員。

◎**熊谷雅裕委員** 役職定年制の導入ということで、役職定年制による降任等の特例としてアの項目で、最長3年まで延長可能とあります。60歳になると7掛けの給料に下がるということですね。でもこの人の場合は3年延長したら7掛けに下がるわけではなくて、そのまま継続して3年もらい続ける

ということですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） ここは役職を降りないで、その役職を引き継ぎ1年ごとに最長3年まで、その管理職60歳をそのまま3年間まで続けられるといった制度ですので、給料7割に落ちないで10割となっているということです。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷雅裕委員。

◎熊谷雅裕委員 あくまで原則としては60歳の定年なわけですから、その特例の人というのは特別市長の任命的な要請とかそういうことで継続する形になるのですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） そこは最後はもちろん市長の判断とか、本人の意向というものもあるわけですが、その特別な事情というのは本当に限られる、本当の特別な部分なんです。先ほど申したように技術職もかなり人手ですとか、年齢構成とかそういった部分もありますし、事務職というのは各年代それなりの人数がいますので、補充困難とかという理由は立たないと思うんです。ですので、本当に限られた中で考えていく。むやみに適用されるものではないと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷雅裕委員。

◎熊谷雅裕委員 同じくイの場合なんですけれども、定年退職日まで延長可能ということは5年間延長できるということですね。このほうがそのまま継続してずっと管理職としていそうなグループだと思えますけれども、そうではないんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） アのほうは同じ役職をそのまま続けるというものですし、イもほうはグループの中でこっちに行ったり、こっちに行ったりというのがあるわけなんです。そういうことができるグループを事前に定めておきなさいという、その中で異動するといったことになりますが、イのほうについては実は給料は7割なんです。給料はこっちは同じ管理職なんですけれども、7割になるということで、国から示されて変更されます。アとイは給料のほうが違うということです。

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷雅裕委員。

◎熊谷雅裕委員 確認ですが、アはそのまま延長3年まで給料下げられずにその仕事を続けられるんですけども、イの場合においては管理職であっても7掛けというか、7割の支給のグループになってしまうということですか。仕事内容は同じなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 今熊谷委員おっしゃったそのとおりでございます。ただ、アのほうはそ

の職を続けるというのと、イのほうはグループの中で異動したりということがあるということで、7割になるといった、ただ。管理職手当とかそういった別な部分はございますけれども、もとの給料月額というのは7割になるんだということが今国から示されているところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 及川善賢委員。

◎及川善賢委員 国の方針だから先生たちとか警察から消防から一斉に来年度こういう方法でいくんだという説明を受けましたけれども、気仙沼市のホームページから入って行って、市の給与とか定員管理等についてに行き着くところに23年度のしか載っていなかったんです。市長が25%カットのときの。これは変更していないんですか。どういうことかと思って今市のほうから入っていったんだけど、23年度関連ファイルが平成23年度までしか載っていないわけ。市で出しているのはそこまでなんですか。更新はしていなかったんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時43分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開します。

人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 毎年度人事給与の関係については公表するということになっておりまして、ホームページのほかに12月1日号広報のほうにも2ページ使ってお知らせしているところでございます。今お話いただいた部分はホームページのまとめが適切になっていないという部分かと思っておりますので、早急に確認させていただきたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 及川善賢委員。

◎及川善賢委員 14、5年前は1級から9級あった時代から今7級になって、そして7級が部長クラスという説明を受けました。いつの段階で希望を取るのか。なぜかというと、新しく市役所に入りたいという人たちの試験はもうやっていますね。そして最終的に決まるのがいつだかちょっと分かりませんが、その新しく入る市の職員の数に影響を及ぼすのではないかと考えています。今年10人採用するのか20人採用するのか。ただ、さっき退職希望者は希望の人が27人いて、その何割が残る、20人ぐらい残るのかと思ったんですけども、新規採用の子供たちとか学生というか、入りたいという人たちに影響を及ぼすのではないかと心配しています。いかがでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） お答えいたします。

今回は59歳の時に確認をしていくということになりますので、それで最終確定させるというわけではないかと思うんです。それから変更後の部分が出てくるかと思いますが、前年度には60歳を迎える職員の意向はこれからは確認できると。それを踏まえて翌年度の試験の採用計画にも反映させられるのかと思っておりますが、ただそれは60歳を迎える職員のことだけでございまして、それ以外の自己都合で退職される職員というのは、実際はその年度に入ってから、1年以上前から例えば今のこの時期に令和6年度になったら辞めるからという職員はいないんです。この3月で辞めますというのをその年度に言ってくるということですので、60歳を迎える職員だけではなくて、そのほかの職員の状況を見ないと実は何も言えないということがございますが、過去の状況を見ながら見込みで毎年度やっている。それを定員管理計画でもそういった考えでやっているということになります。つまり60歳だけではなくて、退職者全体の人数では実は年が明けても人事異動の作業を始めている中でも出てきたりしているというのが実態でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 及川善賢委員。

◎及川善賢委員 そうすると、来年以降例えば第1段階で6月頃希望をとるとか、8月頃、早めのほうがいいと思うんですけれども、例えば、病院の看護師さんなんかは急に辞められたらとんでもない、人数をちゃんと確保しなければいけないですけれども、来年以降1回目の希望なんかは6月とか8月とか計画あるんですか。2回目の希望はここで、そして4月1日からスタートできるという。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 先ほどお話ししたように59歳のときに意向を確認するといったことですので、具体的に9ページの表でいいますと、37年度までは今年度定年退職の職員ですので対象ではないんですが、今回38年度生まれの職員が今年度で59歳ですので、今年度でその職員が60歳を過ぎたときにどうするのかということ今年度に行います。1年以上前に行うといったことになります。ですので、その意向確認、制度説明もありということもあって、12月議会ではこちらも忙しくなってくる時期なので、早めにやったほうがいいのかという思いもあって、9月議会のほうでまず制度のほうを御提案差し上げて、あとは10月、11月中にはその対象となる先ほどの二十何人の職員に対しては制度の説明、意向確認をしていきたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 及川善賢委員。

◎及川善賢委員 退職金なんかの計算方法は載っていますが、私も60歳です。退職金、例えば40年ぐらい働いたら2,000万ぐらいだと思うんですけれども、2,000万円もらってあと5年を給料という方法もとれないんですか。やはり辞めた時点で退職金を渡すということなんですか。その辺を具体的に。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 退職手当につきましては、まずその支給される時期ということですが、今までですと60歳定年退職すれば、60歳のときに定年退職した後に支給されると。ただ、今回定年が引き上げられていく中では定年引上げられて、例えば62歳定年、62歳で退職しましたとなれば、60歳のときは何も支給されません。62歳になって退職したときに1回で支給されるということです。

そして再任用の場合というのは、退職手当組合に加入しておりませんので62歳で定年退職しました、そのときに退職手当受け取りました。65歳まで再任用しました。と言っても65歳の時は何も出ませんということになります。あと、退職手当の具体的な例で申しますと、宮城県の退職手当組合の中で支給率表というのでも示されております。先ほど申し上げましたように35年勤続年数過ぎると、退職時の給料月額掛ける47.709というのが示されております。ですので、例えば42万円で退職すれば掛ける47.709をすると2,000万ちょっと超えるといったような計算になります。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 及川善賢委員。

◎及川善賢委員 そうすると、ボーナスは期末手当と勤勉手当と2種類ありますね。60歳以上働いたらそれは同じ方法で勤勉手当まで支給するというのでいいんですね。これはもうどんどん退職金も給料も報酬もやったほうがいいと思っているんですけども、その辺はどうなんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 定年引上げ後に勤務した職員については、60歳前の職員と同じ率の期末・勤勉手当が支給される。ただ、基となる掛ける額は7割ですので差があるということです。ただ、再任用のほうはまた率がさらに下がっているということになります。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 及川善賢委員。

◎及川善賢委員 入ってくる新しい職員の数は減らさないように努力してほしいと思うし、残る職員が多くなったから再任用がぐっと減るようなことではうまくないと思います。その辺のバランスをしっかりと、どんどん後継者作っていかなくてはいけないという時論もありますけれども、初めてのことなので課長を中心をお願いします。

以上です。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） おっしゃるとおりだと思います。定年引上げ、再任用は65歳までという

ことになることによって、職員が残るから採用はしないんだということでは、ある年代が将来的に欠けてしまったりということが起きますので、それもあって定員管理計画上は5人ということで採用は続けていきますということにしていますが、この部分については先ほど来申し上げておりますように、退職者の数によって変動していくものだと思いますので、退職者が多ければやはり採用のほうもその分加味していかないといけないのかと思っております。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 白川雄二委員。

◎白川雄二委員 重複したら申し訳ないんですけども、説明資料10ページ、第4条、異動期間の延長、市長の承認を得たときに限るということになっているのと、あともう1つ、次のページ、11ページの第9条なんですけれども、これも異動期間延長のことが書いてあるんですけども、ここには市長の承認を得るというのが入っていないんですけども、同じことか分からないんですけども、違いというか、ここには市長の承認を得るとは入っていないんですけども、この違いというのは何でしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） まず4条に市長の承認を得たときに限るというのがまず文面に入っていて、そして…（「第9条、ここも同じかどうか分からないんですけども、異動期間の延長のことがここに書いてあるんですけども、ここには市長の承認を得るとは入っていないんです」の声あり）第9条には同じ含みを持った文面だけれども、ここには市長の承認が入っていない、この違いを教えほしいということですか。

答弁調整のために休憩します。

午前10時53分 休憩

午前10時53分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

換気のための休憩をいたします。再開を11時5分でお願いします。休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時03分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 御質問いただきました第4条の承認があつて第9条にはないのかという

部分でございました。こういう大きな制度が改正される際には条例の改正案というのが国からきて、どこの自治体もそれに沿ってやっていくわけでございます。国から示されましたので、この内容はそのとおりなんですけれども、第9条のほうに当初は承認を得てというのがありましたが、この9条の部分であとからまた国から通知が来まして、人事委員会を置かない地方公共団体においては不用だということが示されましたので、あとから削ったという経緯がございます。ただ、実際は管理職を引き続き担ってもらう部分の特例の部分ですので、人事的にはここは市長の了解をしながらでないと進められない部分でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 国のほうであえて削ったのでここにはない。これは人事委員会を置かないのでここをあえて削ったと。第4条はそうであっても削る必要はないと。人事課長、藤村克郎君。

◎**人事課長（藤村克郎君）** 9条のほうについて不用だという見解でしたので、削ったという経緯がございました。

◎**委員長（菅原雄治君）** 国の指導によってそういう形になったという説明でした。あとは国のほうにお願いします。ありがとうございました。

そのほか。（「なし」の声あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第3号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** 御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案を可決すべきものと決しました。

（2）議案第4号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について

◎**委員長（菅原雄治君）** 次に、議案第4号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎**総務部長（池田 修君）** それでは、議案書の41ページをお開き願ひます。議案第4号 気仙沼市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての補足説明であります。本会議で説明した内容と変わりございませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

◎委員長（菅原雄治君） なお、議案第4号説明資料を参考にしながら質疑をお願いします。

これより、質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 この条例改正によって何か目標ですか、例えば今は年間何人取っていますけれども、これによって何人くらい利用するんだみたいとか。あとこれも労使交渉の中で何かもし要望等があれば確認したいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） お答えいたします。

今現在目標としますと、取りたいと思う職員は取れるよというということで、それは100%目標で、取りたいと思う職員は取れているという状況はございますが、5月の臨時会の際だったかと思いますが、男性職員のほうがまだ少なくてと。国のほうでもずいぶん力を入れてきているしということで、今回の条例改正についても少子化であったり、男性の育児参加という部分も大きな部分なんだと思っておりますので、女性は取っているからですけれども、男性職員への働きかけというのを、そして取れる環境ですね、そういったのをやっていかなければいけないと思っております。なお、男性職員は令和2年度は2人、3年度は1人、4年度、今年度は今時点で2人が育児休暇を取得した実績があるといった状況でございます。

組合との交渉でございますが、こちらについては制度緩和という部分ですので、先ほどの定年のような意見という部分はございませんでした。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 そうしますと、これによってさらに取りやすくなるという期待が多分あるとは思いますが、ぜひ実績は上ってほしいと思うんですが、一方で複数回取るときの仕事の補充ですか、職員の補充というところは難しくなるのだろうと思うんですが、今は例えば誰かが育休を取ったときは必ず誰かがサポートするような体制になっているのでしょうか。その育休をさらにこのように短期間でたくさん取れるようになったときに、なかなかサポート体制というのが難しく逆に取りづらくならなければいいと思うんですが、そこについて確認いたします。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 今の御意見、まさしくそうございまして、まず育休に入る職員、女性ですと長目取るのでそこは会計任用職員で補充しているといったことですが、病休とかもそうなんですけど短い期間、病休とかは1か月の診断書とかということ、それが繰り返されるということなので、ある程度長目の部分が見通せないということもあって、あとは育休でも男性職員は短

い期間、例えば1か月とか2週間とか、そういった部分ですと周りでフォローをしながらという、会計年度の補充という話にはなかなかいかないわけなんです。今御指摘いただいたようにこれが分割されて短い期間で複数回となると、まさにおっしゃるとおりでそれをどうやっていくか。あとは人事的な管理、人事課サイドからするとその部分もすごく複雑になってくるなというのは。取ってほしいですけれども、管理とすると難しくなるというのは実感として今持っているところです。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 代理職員が確保できないということと、周りの負担と帰ってきたときの自分の負担というのが増えてますます取りにくくなるということが心配なんですけれども、抜本的に例えば常勤職員を常にフォローに回せるような余剰事業を抱えるというのはなかなか難しいとは思いますが、多分そうしていかないとこういう制度は根付かないかと。いなくなってから補充というよりは常にここが空いたときに周りの職員がやればよいと常々思っているんですが、そういうことは今後検討はできるんですか。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） 検討といいますか既にもうやっている部分がございます、何かイベントのときの単発だけではなくて、部の中あるいはもっと広げて応援体制が必要なときは部でやっている。分かりやすい例で言うと、昨年のコロナの関係の給付金とか産業戦略が担っていますけれども産業部全体でやったりとか、そういったのは柔軟にやるようにといったことでこちらからも話しているところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 さっきの定年延長まさしくいろいろなことを経験した人がそういうお手伝い役になってフットワーク軽くやってくれたらいいと思いますので、ぜひ取りやすい環境を整えてほしいと思います。終わります。

◎委員長（菅原雄治君） 千葉慶人委員。

◎千葉慶人委員 制度そのものに関しては何も問題ないんですけれども、ささいなことですみません。通称産後パパ育休、なぜそうなんですか。私なんか年取ったから産後父親育休でいいのではと思うんですけれども、そこに至る経緯を。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） ここはこちらで考えたものではなくて国から示された、この出生の日から57日というのは市で定めた期間ですけれども、その市で定める期間までの間の育休というのは法律のほうの規定なんです。ですので国のほうで通称産後のパパ育休という名称をつけているといっ

たことですので、そういういったことをございます。（「分かりました」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 村上佳市委員。

◎村上佳市委員 私も一言。先ほど今川委員から取りやすい環境という部分では非常に環境づくりというのは大切だと思うんです。ある企業では育休を取って戻ってきたときに、戻ってきたときの迎え入れ体制というか、そういうのががらっと変わっていて結局取りづらくなっているというような、そういうことも聞いたことがあるので、周りが協力しながら子育てを応援するという、そういう環境づくりが大切だと思うので、そういうことについて人事課として今後どのように取り組むかということを一言聞いておきたいと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 人事課長、藤村克郎君。

◎人事課長（藤村克郎君） まさにそこが大事なところなんだと思います。5月の臨時会での改正の中では本人への意思確認という部分で盛り込ませていただいたところをございまして、それは女性職員・男性職員、既に対応しているところをございまして、制度を説明しながら育休を取得するのかどうか。手当の関係とか、あと無給になりますので、そういった部分を含めて御説明するんですけども、やはり取得したい意向があれば併せて所属長に対しても今おっしゃっていただいたようなことを含めながら、あとは期間によって補充するために募集するのかどうかとか、そういったことを含めて本人との意向確認というだけではなくて、その環境体制づくりといった点で所属長含めてそういった話し合いというのは必要になってくるだろうと考えております。

◎委員長（菅原雄治君） 総務部長、池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） 補足しますけれども、先ほど委員がおっしゃるように子育て支援という面も大きいんですけども、あとは本市で今掲げております女性の活躍という部分でもパパが補うというような形で、そちらのほうでも効果が非常にあるかと思っておりますので、取りやすい環境については引き続き庁内で周知を図っていきたくと思います。

◎委員長（菅原雄治君） 村上佳市委員。

◎村上佳市委員 ぜひ少子高齢化の中で子供を産み育てるということを、非常に大切なことだと思いますので、引き続き環境づくりに努力していただきたいと思います。

終わります。（「なし」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第4号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案を可決すべきものと決しました。

当局職員入れ替えのため、暫時休憩いたします。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

(3) 議案第5号 気仙沼市市税条例の一部を改正する条例制定について

◎委員長（菅原雄治君） 次に、議案第5号 気仙沼市市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎総務部長（池田 修君） それでは、議案書の55ページをお開き願います。議案第5号 気仙沼市市税条例の一部を改正する条例制定についての補足説明でございますが、本会議で説明したとおりでございますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎委員長（菅原雄治君） これより、質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 基本的にはいいと思うんですけども、減免を検討するにあたって結構長い期間検討してきたと思うんですけども、何か課題とかポイントというのはあったのでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 税務課長、佐藤裕司君。

◎税務課長（佐藤裕司君） 今回の減免の件で検討をした中で、ちょっと気になった点といいますと、非営利型法人の認定について、どのようにチェックするかという部分で検討いたしました。非営利型法人につきましては、法令で決まっているものでありますので、その条件に合うものということでいろいろな書類を確認しなければならないと思っております。その中身を確認するもの、実際また見ておりませんので、その内容をどのように見ていくかという部分で宮城県のほうで既に減免はしておりますので、宮城県からの指導をいただきながら内容等の確認をしてまいりたいという部分で検討した部分でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 分かりました。

多分申請する側も結構書類が増えるのは嫌だろうと思いつつながら考えたんですけども、毎年度減免申請するようなんですか。それとも1回減免申請が通れば簡易的なチェックで済むとか、お

互い負担がかからないようにやってほしいとは思いますが、

◎**委員長（菅原雄治君）** 税務課長、佐藤裕司君。

◎**税務課長（佐藤裕司君）** 申請につきましては毎年行っていただくことになります。提出いただく書類につきましても基本的には同じようにはなるとは思うんですが、ただ、一度減免で認定された部分であれば、ほぼお互いに分かっている部分がございますので、2年目以降は比較的スムーズにいくのではないかと考えております。

以上でございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** なるべくお互い負担がないようにお願いしたいと思います。

あと、減免対象の「政党等」だけ引かなかったのも、ここをもうちょっと詳しく説明をお願いします。

◎**委員長（菅原雄治君）** 税務課長、佐藤裕司君。

◎**税務課長（佐藤裕司君）** 今回政党等の区分を削除するように提案しておりますが、この件につきましては新たに今回項目を増やすという部分で、この市税条例の中身をもう一度確認した中で、この政党等の部分が既に地方税法の中で非課税という部分が判明した部分で今回提案をしたわけですが、本来は平成15年の地方税法の改正の際に合わせて改正すべき内容だったとは思いますが、改正することなく現在に至っておりますので、今回改めて見直した部分で改正を提案するものでございます。

◎**委員長（菅原雄治君）** 今川委員。

◎**今川 悟委員** 市内に対象団体があるかどうか分かりませんが、そうすると本来見直さなくてはいけなかった期間というところは利益になるのかと思うんですが、その辺の対応はどのようになるのでしょうか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 税務課長、佐藤裕司君。

◎**税務課長（佐藤裕司君）** 対象となる政党等は過去10年間にわたって確認は取って、それはなかったという部分は確認済ですが、それ以前についてもなかったのではないかと考えております。そもそも非課税の部分で認められる部分でありますし、ここで減免の項目がありましたので、もし申請されていても特に不利益はなかったものと思っております。（「了解です」の声あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** そのほか。（「なし」の声あり）これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第5号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎**委員長(菅原雄治君)** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案を可決すべきものと決しました。

当局職員入れ替えのため、暫時休憩します。

午前11時23分 休憩

午前11時24分 再開

◎**委員長(菅原雄治君)** 再開いたします。

(4) 議案第6号 気仙沼市防災会議条例の一部を改正する条例制定について

◎**委員長(菅原雄治君)** 次に、議案第6号 気仙沼市防災会議条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。総務部長、池田 修君。

◎**総務部長(池田 修君)** それでは、議案書58ページをお開き願います。

議案第6号 気仙沼市防災会議条例の一部を改正する条例制定についての説明であります。本会議で説明したとおりでございますので、御審議方、よろしくお願いたします。

◎**委員長(菅原雄治君)** これより、質疑入ります。今川委員。

◎**今川 悟委員** この新旧対照表を見てもいまいち分かりにくいと思っております。具体的にどんな職の方がプラスになるのか、もうちょっと具体的に説明してほしいのと、あともう一つ、予算のほうの説明資料で、女性委員数を今の2人から10人に増やすということで出ているんですが、これが今回条例改正と絡んでいるかどうかを確認したいと思います。

◎**委員長(菅原雄治君)** 危機管理監兼危機管理課長、高橋義宏君。

◎**危機管理監兼危機管理課長(高橋義宏君)** それでは、2つ御質問あったと思いますが、まず1点目に具体的なところであります。ちょっと順番も変えてしまっているところもあるので非常に分かりづらい新旧対照表になっておりますが、大きなところで言いますと、順番はいずれにしてもまず、市改正案の第3条5号の7の規定に病院事業管理者を追加しているところでございます。それから8号については実は現行の中でも公的機関という位置づけで5号の部分で読み取って消防庁が入っておりますが、新たにきちんと明確な規定を8号に追加したところでございます。その上でそれから11号については文言の修正でございますが、特に今回大きな改正点は12号の「市長が特に必要と認め委嘱する者」ということで、これまでは災害対策基本法に基づきまし

て、宮城県の防災会議条例に準じて規定を定めていたところでございますが、あくまでそれは準じるということでございますので、市として他の市の状況なども見ながらこの「市長が特に必要と認め委嘱する者」という規定を設けて幅広く、子育て世代であるとか、介護、看護、福祉、建設、産業界など、様々な主体の方々に参画をいただきたいということで、このような規定を今回設けたところでございます。その上で女性委員の登用をその中でも図りたいということで、今回の改正に至ったところでございます。

以上でございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 市長が特に認めるところで女性委員を少し増やすところを頑張りたいということですね。

あと、もう1点。委員総数40から50、実際は46人程度になるということで、余り人数が多いと会議がやりづらいのではないかと正直思うんですが、防災市民会議もずいぶんたくさん的人数で発言する人が数人という状況になっていますので、人数が増えたときに皆さんが発言しやすいとか工夫というのはできるのでしょうか。

◎委員長（菅原雄治君） 危機管理監兼危機管理課長、高橋義宏君。

◎危機管理監兼危機管理課長（高橋義宏君） 確かにそういった御懸念もあるかとは思いますが、より幅広く参加いただいた、特に女性委員の人数を増やすということもございますけれども、実際のこれまでの例えば、今年度の7月の大雨災害であるとか、今年地震災害であるとか、そういった実際の今年の市の取組状況など具体的な身近な問題を資料に提出しながら、具体的な身近な問題に御意見いただけるような資料づくりにしていただきたいと思っています。防災計画の修正になってしまうと一般的な表現にとどまりますので、身近な災害などの資料も提供しながら具体の現場でのいろいろな御意見をいただければという会議の進め方を考えております。人数が多いことによってメリットもございますし、そういった懸念もございますが、より幅広くオール気仙沼で市の防災対策を進めるという観点から人数を増やしていきたいと思っているところでございます。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 40人の時点で相当多いんですけども、今回増やすということで、今危機管理監が言った身近な意見となってくるとなると50人で身近な意見は言いづらいのではないかと正直思いますので、部会制を取るなり出席者には意見を自由に書けるアンケート用紙を配るとかして、報酬を払った委員になりますので、やはりできるだけ発言をしてもらおうように工夫はぜひし

てほしいと思いますけれども、その点について最後確認いたします。

◎委員長（菅原雄治君） 危機管理監兼危機管理課長、高橋義宏君。

◎危機管理監兼危機管理課長（高橋義宏君） お答えいたします。

今の御提案も踏まえながら、より皆様の意見を活発に聞けるような会議体になれるように検討していきたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） 今川委員。

◎今川 悟委員 例えば46人出席して、全員に1回ずつ発言を目指していくんですか。それともどのくらいのところを、まず危機管理監の話だとどのくらいの方に発言してほしいと思っているんですか。私も傍聴に行ってそこを確認しますので、半分くらいの人には発言してほしいとか、もしありましたら聞かせてほしいです。

◎委員長（菅原雄治君） 危機管理監兼危機管理課長、高橋義宏君。

◎危機管理監兼危機管理課長（高橋義宏君） お答えいたします。

全員からということはなかなか会議の進捗上難しいと思っておりますので、半分程度意見が出るような会議の進め方ができればと考えております。（「了解です」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 熊谷委員。

◎熊谷雅裕委員 本会議場で言ったかもしれないですけども、漢字を平仮名にした理由は何ですか。

◎委員長（菅原雄治君） 危機管理課課長補佐、鈴木秀光君。

◎危機管理課課長補佐（鈴木秀光君） 御説明します。

これまで漢字でしておったんですけども、文書法制執務上しっかり見ていただいたところでございます。何々したものうち、誰々のもの、というように、あるものの中から一定の方を限定するような場合、集団の中から、特にこの方と限定する場合には、平仮名の「もの」を用いるというのが、法制執務上そういうルールがあるということでございます。ただ、今回1点、12号だけは漢字の「者」となっております。こちらにつきましては、その中では何々の者のほか、何々する者ということで、上のルールから外れるために漢字の「者」とするのが正しいということで、あくまで法制執務上このような書きぶりが一般的である、正しい使い方で方あるという御指摘を受けまして修正するものです。

◎委員長（菅原雄治君） そのほか。（「なし」の声あり）これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これにて討論を終結いたします。

議案第6号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎委員長(菅原雄治君) 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案を可決すべきものと決しました。

当局職員入れ替えのため、暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時32分 再開

◎委員長(菅原雄治君) 再開いたします。

(5) 議案第7号 気仙沼市復興記念事業基金条例を廃止する条例制定について

◎委員長(菅原雄治君) 次に、議案第7号 気仙沼市復興記念事業基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。当局の補足説明を求めます。簡潔にお願いします。震災・復興企画部長、鈴木哲則君。

◎震災復興・企画部長(鈴木哲則君) 議案書の61ページのところでございます。

本件につきましては、本会議で御説明を申し上げたところでございます。追加すべきところはないので、どうぞよろしく願いいたします。

◎委員長(菅原雄治君) 説明資料がありますので、それを参考にしながらお願いします。これより、質疑に入ります。今川委員。

◎今川 悟委員 個別の資料に関しては決算のほうでしっかり議論したいと思うのでここでは触れませんが、この復興記念事業基金という言葉からしてまだ復興が全部終わっていない中で、この基金をなくすということは復興が終わったみたいな誤った情報発信にならないかということをお心配していました。今後一切復興記念に関する事業をやらないというわけではないですね。

◎委員長(菅原雄治君) 震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼ILC推進室長、後藤英之君。

◎震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼ILC推進室長(後藤英之君) 市が主催している全般としての祈念事業としてはこの前のシンポジウムが最後となります。あと個別の事業、市民広場が完成しましたとか、区画整理事業が全て完了しましたとなれば個別の中での完成記念式典というのは考えてまいりたいと思っています。

全てということで記録誌もできてはあります。10年一区切りでそこは整理していきたいと考えております。

◎委員長(菅原雄治君) 今川委員。

◎**今川 悟委員** 10年一区切りという話をもらいましたけれども、他市だと5年ごとに石碑を建てたり記念碑を建てたりみたいなことをしているので、これを残してそういうことに使ってもいいのかとは思ったんですが、10年という節目でやめて今後やらないわけではないですね。多分5年、10年というときにそのときは必要に応じて設置するという事なんですか。今回は一回やめてまた必要に応じて基金を作る可能性はあるんですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長、後藤英之君。

◎**震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長（後藤英之君）** 例えば、3月11日の防災が防災フェスタという形で続けておりますが、それについては復興基金を活用して行っております。復興基金と、あと寄付基金もございますが、それについてはゼロになるまで残しておきたいと思っておりますので、それを活用しながら求められる事業については引き続き行っていきたいと考えております。（「了解しました」の声あり）

◎**委員長（菅原雄治君）** そのほか。熊谷委員。

◎**熊谷雅裕委員** 花火とかお祭りでその場限りのやつはそれで済んで終わりなんですけれども、例えば、記念碑だとか花壇を造ったとか、そういうものの維持管理というのはどこかに引き継がれるんですか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長、後藤英之君。

◎**震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長（後藤英之君）** 場所は市の土地のところ、例えば大島とかですけれども、ただ造ったその物自体は実行委員会とか地元の方々が管理していると聞いております。

◎**委員長（菅原雄治君）** 熊谷委員。

◎**熊谷雅裕委員** 一応これを申請した、例えば野杜海なら野杜海、あとは杉ノ下遺族会そういったところがその後きちんと管理していく前提で造らせて管理していく。それがきちんとなっていない場合はそこに文句を言いに行っていますか。

◎**委員長（菅原雄治君）** 震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長、後藤英之君。

◎**震災復興・企画課長兼行財政改革推進室長兼 I L C 推進室長（後藤英之君）** 公共的な用途等がございますので、管理していない場合はその土地を管理している施設管理の担当の方がそこはしっかり指導していきたいと思っております。あと、例えば杉ノ下についてはもともと地元のほうで慰霊碑を管理しているところがございますので、そこについては引き続き地元の方々と意見交換する場は多々ございますので、その中で状況確認というのもしていきたいと思っております。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。（「はい」の声あり）あとありませんか。（「なし」の声あり）これにて、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

これにて討論を終結いたします。

議案第7号について採決いたします。本案は原案を可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（菅原雄治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案を可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された議案の審査が終了いたしました。当局の皆さん、御苦労さまでした。

当局職員退出のため、暫時休憩します。

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

[協議事項]

（1）閉会中の所管事務調査について

①所管事務調査報告書について

②所管事務・所管施設調査について

◎委員長（菅原雄治君） 協議事項（1）閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

初めに、①所管事務調査報告書についてですが、まず、事務局から説明願います。佐藤主査。

◎主査（佐藤 将君） Side Booksボックスのほうに、この間の行政視察の所管事務の報告書を作成させていただきました。ここでは内容を確認いたしませんので、皆さんで確認していただきまして、来週中までに修正等がありましたら、私もしくは委員長に御報告いただきますよう、お願いいたします。

以上です。

◎委員長（菅原雄治君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

次に、②所管事務・所管施設調査について、委員の皆さんから御意見等ございますか。今川委員。

◎今川 悟委員 まずは視察に行ってきたので、その視察の今後をどうするかということ委員会
会で話し合う時間をいつか持ってほしいと思います。視察を受けて何か市のほうに提言するもの
があるのであれば、それはぜひそういう時間を設けたいと。視察振り返りの時間。

◎委員長（菅原雄治君） 休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時47分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開いたします。

視察関係の振り返りについては、所管事務の所管施設調査等の日にちとか時間等を調整しながら
必ず行うという方向でよろしいですか。（「はい」の声あり）では、そうしたいと思います。あと
で副委員長と相談したいと思います。

そのほか。（「休憩お願いします」の声あり）

◎委員長（菅原雄治君） 休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

◎委員長（菅原雄治君） 再開します。

振り返りについては所管事務調査等時間を調整しながら併せてやる。候補地については震災遺構
ということで具体的なところについてはこれからやっていきたいと思います。

協議事項について、あと何かありますか。（「なし」の声あり）それでは協議事項終わります。

[その他]

◎委員長（菅原雄治君） 次に、大きなその他、（なし）の声あり

なければ、以上で協議の一切が終了しましたので、これにて、総務教育常任委員会を閉会いたし
ます。御苦労さまでした。

午前11時51分 閉会

令和4年9月9日

気仙沼市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する

総務教育常任委員会 委員長 菅 原 雄 治